

第4章 青少年健全育成の施策の基本的方向と体系

1 施策の目標と主な取組

現 行	見直しの方向
基本方針Ⅰ 青少年の豊かな人間性をはぐくむ環境づくり	
施策の目標 1 青少年の豊かな人間性をはぐくむ家庭づくりの促進	
主な取組（1）基本的な生活習慣の形成等家庭教育のための情報と機会の提供	
<p>(取組の方向)</p> <p>○ 青少年の基本的な生活習慣を形成していくためには、乳幼児期から児童期にかけての家庭内における教育が重要であることから、親の役割や子育てに関する学習機会、情報提供の充実等支援サポート体制の充実に努めるとともに、家庭教育に関する親の認識を高めることにより、家庭における教育力の向上に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で親子が気軽に相談、交流できる場や乳幼児を育てる親の交流、つどいの場の設置に努めます。 ・ 高齢者や子育て経験者等のボランティアによる子育て家庭に対する声かけや見守りなど身近な地域レベルでの子育てを支える仕組みづくりの推進に努めます。 ・ しつけや子どもとの接し方等に関する学習講座の開催やNPO、育児サークル等と連携した子育て学習機会の提供に努めます。 ・ 子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる取組に努めます。 ・ 家族そろって食事、レジャー、文化・芸術に触れる機会を増やすため、「道民家庭の日」の普及等道民運動の展開に努めます。 	

現行の取組	見直しの方向性
<p>主な取組（２）保護者の役割、父親の積極参画等の啓発</p> <p>（取組の方向）</p> <p>○ 青少年の豊かな人間性をはぐくむ環境づくりのためには、保護者自身が親としての役割を十分に認識し、子育てに取り組むことが必要です。</p> <p>このため保護者の役割、父親の子育てへの積極的参画等の啓発に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭における保護者の役割等について学ぶ機会の拡充、普及啓発に努めます。 ・ 父親の育児への関わりや教育への参加を促すため、育児や料理講習会等への参加機会の提供に努めます。 ・ 「仕事」と「仕事以外の活動」とのバランスのとれた選択ができるよう、企業等における職場環境の構築に努めます。 ・ 企業、職場における子育て環境づくりや地域行事への協力・支援に努めます。 	
<p>主な取組（３）家庭教育に関する相談体制の整備・充実</p> <p>（取組の方向）</p> <p>○ 家庭内や地域において、子育て等家庭教育に関する相談を気軽に求めることができるよう、家庭教育に関する相談体制の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所、道立教育研究所等における電話相談、来所相談、パソコンや携帯電話等による相談の実施に努めます。 	

現行の取組	見直しの方向性
<p>主な取組（４）ひとり親家庭等の支援</p> <p>（取組の方向）</p> <p>○ ひとり親家庭等においては、経済的な側面や、仕事の関係上家庭で親と子が関わる時間が短くなる等の困難性があることから、これらの家庭環境を踏まえ、ひとり親家庭の支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童扶養手当の支給、職業訓練や専門的な就業相談の実施等ひとり親家庭の支援に努めます。 ・ 医療給付事業、奨学資金や各種資金の貸付等、経済的な支援への取組に努めます。 ・ ひとり親家庭等の子どもたちが放課後を過ごせる居場所づくりに向けた支援に努めます。 	<p>（３３の４）へ移動</p>
<p>主な取組（５）障がい等のある青少年の支援</p> <p>（取組の方向）</p> <p>○ 障がいの早期発見に努めるとともに、障がいのある子どもが、自立と社会参加を目指して、心豊かにたくましく育つことができるよう家庭、地域における取組の支援に努めるとともに、学校における適切な指導等に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な地域において相談支援や療育が受けられるよう、市町村における子どもの発達支援に関する取組の支援に努めます。 ・ 各種医療体制の充実により障がい者の健康保持の増進に努めます。 ・ 障がいのある児童生徒を持つ両親等を対象とした子育て等に関する学習機会の提供に努めます。 ・ 障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援を行う特別支援教育の推進に努めます。 ・ スポーツや文化活動等を通じた障がい者の社会参加の促進を図ります。 ・ 障がい者が円滑に移動できる手段の確保、障がいの特性に応じた多様な情報の提供に努めます。 	<p>（３３の５）へ移動</p>

現行の取組	見直しの方向性
<p>主な取組（６）食育等の普及</p> <p>（取組の方向）</p> <p>○ 生涯にわたって健康で、豊かな生活を実践するために、子どもを中心にライフステージに合った方法で、家庭、学校、地域での食育等の普及に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校、家庭、地域の連携による食育への取組の推進に努めます。 ・ 北海道の豊かな食材や郷土料理、アイヌ文化等の食文化を活かした取組の推進に努めます。 	
<p>施策の目標２ 心身の健やかな成長と生きる力をはぐくむ教育の推進</p>	
<p>主な取組（７）社会で生きる実践的な力の育成</p> <p>（取組の方向）</p> <p>○ 子どもたちの学ぶ意欲をはぐくむとともに学習習慣を身に付けさせ確かな学力の向上に努めます。</p> <p>また、他者や社会との豊かな関係づくりを築くためのコミュニケーション能力等の育成を通じて、自立して生きていくための基礎的な資質・能力を十分に身に付けさせるとともに、それを基礎としながら、社会の変化に対応し、新しい時代を生きていくための実践的な力の育成に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自ら主体的に学び自ら考え行動する力等、確かな学力の向上に努めます。 ・ すべての教科等の学習の基盤となる国語力の向上を図り、相手の考えや意見を正しく理解する能力の育成に努めます。 ・ 自らの考えや意見を適切に伝えることができるコミュニケーション能力をはぐくむ教育を推進します。 ・ 地域の豊かな自然や歴史、伝統、文化、産業等に親しみ、地域への理解を深めるための教育を推進します。 ・ ふるさとへの愛着や誇りをはぐくみ、地域社会の一員としての自覚の涵養に努めます。 	

現行の取組	見直しの方向性
<p>(続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国及び北海道の伝統や文化等についての理解を深める教育の推進に努めます。 ・ アイヌの人たちの歴史や文化等についての理解や北方領土に関する理解を深めるための教育を推進します。 ・ 国際理解教育の充実や英語等の外国語によるコミュニケーション能力の育成に努めます。 	
<p>主な取組（８）豊かな心と健やかな体の育成</p> <p>(取組の方向)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道徳教育や読書活動、体験的な活動などを通じ、規範意識や基本的な倫理観、思いやりの心や豊かな感性をはぐくむための教育を推進するとともに、生涯を通じて、健康に過ごすことができるよう、望ましい生活習慣の確立、体力・運動能力の向上、健康管理能力の育成等に向けた教育を推進することにより、青少年の豊かな心と健やかな体の育成に努めます。 ・ 北海道の特色を生かした自然体験活動、社会体験活動、文化芸術体験活動、ボランティア活動等の推進に努めます。 ・ すべての子どもたちが自主的に読書活動を行うことができる環境づくりを進めます。 ・ 関係団体との連携による、美しい心・強い心を育てる青少年の健全育成のための優良な図書等の推奨に努めます。 ・ 子どもたちが自らを守ることができるよう、安全教育の充実に努めます。 ・ 学校と家庭、地域社会が連携を深め、運動する機会を増やす等、体力・運動能力の向上を図ります。 ・ 学校と家庭、地域が連携し、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせる「食育」の取組や、相互に連携した健康教育の推進に努めます。 ・ 学校等での性教育の充実や出会い系サイトの利用等による性的被害の防止について啓発活動の推進に努めます。 	

現行の取組	見直しの方向性
<p>主な取組（９）信頼される学校づくりの推進</p> <p>（取組の方向）</p> <p>○ 子どもたちや地域の実情を踏まえ、家庭・地域社会と連携しながら、地域に開かれた学校づくりや地域の教育資源を生かした特色ある学校づくりを進めるとともに、これまで以上に子どもたちに正面から向き合いながら、子どもたち一人ひとりの成長・発達に寄与できるよう教員の資質・能力の向上を図る等、家庭や地域社会に信頼される学校づくりの推進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学ぶことの楽しさや成就感を体得できるような特色ある学校づくりの推進に努めます。 ・ 学校評価の適切な実施・公表や学校運営状況等の積極的な情報公開に努めます。 ・ 保護者や地域住民の学校運営への参画等、開かれた学校づくりの推進に努めます。 ・ 教育の専門家としての教員がさらに高い資質・能力の向上を図る取組の推進に努めます。 	

現行の取組	見直しの方向性
<p>主な取組 (10) いじめ・不登校対策等の推進</p> <p>(取組の方向)</p> <p>○ いじめや不登校等の問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応のための相談体制の充実に努めるとともに、教職員の共通理解と、児童生徒と教職員との好ましい人間関係を基盤とした指導体制を築き、学校・家庭・地域社会が一体となって、児童生徒一人ひとりの人格のより良き発達を目指し、学校教育活動を推進する等いじめや不登校対策等の積極的な推進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談、生徒指導の充実や子どもたちの悩みや不安を受け付ける相談窓口における相談の充実に努めます。 ・ 互いの個性を認め合い、人権を尊重する心、生命を大切にし他者を思いやる心、善悪を判断する力等を身に付ける教育の充実に努めます。 ・ 新入生が学校環境や生活環境へいち早く適応・順応できるようなガイダンス機能の充実、教育課程の工夫・改善に努めます。 	<p>いじめと不登校を分離し、「いじめ対策等の推進」に変更</p> <p>不登校は主な取組 (33の6) へ移動</p> <p>【取組の方向の整理】</p> <p>不登校は主な取組 (33の6) へ移動することから、取組の方向を整理</p> <p>○ 全ての児童生徒が心身ともに健やかに成長し安心して学校生活を過ごすことができるよう、いじめの未然防止、早期発見・早期解消に向けた相談体制の充実に努め、他者を思いやる心などを身につける教育の充実に努めるとともに、学校外においてインターネットを介したいじめを防止するための啓発を行うなど、いじめ対策の積極的な推進に努めます。</p> <p>また、北海道いじめの防止等に関する条例に基づき、いじめの防止等のための対策の推進を図ります。</p> <p>主な取組 (33の6) に重複記載</p> <p>主な取組 (33の6) へ移動</p>

現行の取組	見直しの方向性
<p>(続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> 不登校児童生徒等に対する指導を行うための適応指導教室の設置等、地域、学校、家庭の連携による不登校対策の実施・支援に努めます。 	<p>主な取組（33の6）へ移動</p> <p>【取組の追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道いじめ防止条例について加筆 SNSへの不適切な書き込みや同時に複数の相手に情報を伝達する機能から特定の相手を締め出すことによるいじめについての注意を図る

現行の取組	見直しの方向性
施策の目標3 地域ぐるみで青少年を育てる環境づくりの促進	
主な取組（11）地域ぐるみの青少年育成活動の促進 （取組の方向） ○ 家庭、学校、地域社会、行政、事業者等が、地域ぐるみで積極的に青少年の健全育成に取り組んでいくことができるよう、様々な青少年育成活動の支援に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもや子育て中の家庭に対する声かけ運動等、子どもの健全育成や子育て支援に対する地域ぐるみの道民運動の展開に努めます。 ・ 町内会などによる街頭啓発、自主的な防犯活動や少年補導員等による補導活動等の非行防止活動の推進を図ります。 ・ 青少年関係団体等地域の関係者が連携して活動を行うための場の設定に努めます。 ・ 青少年の健全育成活動を励行し、讃えるため表彰等の実施に努めます。 	
主な取組（12）自然体験等多様な体験機会の提供 （取組の方向） ○ 青少年自らが自然体験や生活体験等多様な体験活動を実施することにより、青少年の豊かな感性や適応力を高められるように、地域における体験機会の充実に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全意識の向上、動植物の命の大切さなどに対する青少年の豊かな感性をはぐくむ参加体験型の環境学習の推進に努めます。 ・ 農業、漁業体験等による共同生活をとおした社会生活への適応力を高める取組の推進に努めます。 ・ 身近な森林や木材にふれ親しむことを通じて、人と、森や木とのつながりをつくる「木育」の取組の推進に努めます。 	

現行の取組	見直しの方向性
<p>主な取組（13）地域の身近な場所での居場所づくり</p> <p>（取組の方向）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後の児童生徒が多様な体験活動や交流、遊びなどで過ごせるよう、児童館、集会所、空き教室等での居場所づくりに努めます。 ・ 小学校の余裕教室等を活用した子どもたちの活動拠点の設置に努めます。 ・ 小学校低学年児童を保護育成する児童クラブや民営児童館・児童センター等、子どもたちの放課後活動拠点の運営の支援に努めます。 	
<p>主な取組（14）子育て支援の推進</p> <p>（取組の方向）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭の子育てを支援するため、子育てに関する相談の推進、親の交流等の場の設置、地域の人材の活用等による子育て支援に努めます。 ・ 児童相談所、児童家庭支援センター、道立教育研究所、生涯学習推進センター等における相談の推進に努めます。 ・ 育児相談や子育てサークルへの支援等、親子が気軽に相談、交流できる場や親の交流、つどいの場の設置促進を図ります。 ・ 公民館、空き店舗、空き教室等の有効活用を含め、子育てに関するNPO法人や母親クラブ等が行う地域活動、子育て支援活動への支援に努めます。 ・ 高齢者や子育て経験者などのボランティアによる子育て家庭に対する声かけや見守りなど身近な地域レベルでの子育てを支える仕組みづくりに努めます。 ・ 少子化問題への意識醸成や子育て支援に関する各種啓発活動等の実施に努めます。 	

現行の取組	見直しの方向性
<p>主な取組（15）地域保健・小児医療の充実</p> <p>（取組の方向）</p> <p>○ 妊産婦の健康の確保や、育児不安の解消等のため、子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう、母子保健に係る地域保健及び小児医療の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊産婦や乳幼児の健康診査、障がいや疾病のある子どもの早期発見等母子保健サービスの推進に努めます。 ・ 周産期医療、小児医療の充実や相談体制の整備に努めます。 	
<p>主な取組（16）地域の文化や習わしを体験する機会の提供</p> <p>（取組の方向）</p> <p>○ 地域の文化や伝統芸能、習わし等を体験することにより、青少年の郷土への愛着をはぐくむための機会の提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の祭りや郷土芸能等地域文化の体験学習機会の提供に努めます。 	
<p>主な取組（17）大人の意識改革</p> <p>（取組の方向）</p> <p>○ 青少年健全育成の推進には、なにより大人自身が自らの意識を改革していくことが重要であることから、大人の規範意識や倫理観の見直しなどに関わる意識改革に向けた取組の促進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「青少年の非行防止道民総ぐるみ運動強調月間」（毎年7月）、「青少年健全育成強調月間」（毎年11月）における広報啓発活動など、大人の意識改革に向けた道民運動の展開に努めます。 ・ 地域において、青少年健全育成に関する大人と青少年との意見交換の場を設けるなど、地域全体で青少年をはぐくもうとする大人の意識改革に努めます。 	<p>【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「大人が変われば子ども変わる」運動を盛り込み修正

現行の取組	見直しの方向性
基本方針Ⅱ 青少年の自立を促す環境づくり	
施策の目標4 青少年の自立への意欲を培う環境づくりの促進	
主な取組(18) 社会への関心・興味の育成	「社会参加意識の醸成」に名称変更
<p>(取組の方向)</p> <p>○ 次代の大人社会の一員としての青少年が、社会における自立の意欲を培うため、社会や就業の仕組み、ルールについて早い段階から社会への関心や興味を高める取組の推進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年に向けたボランティアや就業等に関するホームページ、リーフレットなどによる解りやすい情報発信等の推進に努めます。 ・ ボランティア活動への参加、就業意識の向上等各種の事案に応じた啓蒙や学習等が可能になるよう、関係機関や団体によるネットワークの構築に努めます。 ・ それぞれの発達段階に応じて教科の学習や特別活動等、学校の教育活動全体を通じて、組織的・系統的なキャリア教育の推進に努めます。 ・ 中学校・高等学校における人間としての在り方や生き方を考える教育を推進するための実践研究と研究成果の発信に努めます。 	<p>【取組の方向の追加】</p> <p>若者の社会参加を促す取組を推進するため、従前の取組の方向に加えて、青少年一人ひとりが、社会の一員としてよりよい社会づくりに参加・貢献するための能力を身につける教育を追記</p> <p>【取組の追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道の政策や仕組みなどについて、道職員が直接伺い、青少年にわかりやすく説明する出前講座や小中高校で活用する租税教育用のテキストを作成配布するなど、社会の仕組みを理解する取組を推進 ・ 学校・家庭・地域や産業界が一体となった職場体験、インターンシップへの取組等の推進（主な取組(27)と重複載） ・ 「北海道子どもの未来づくり審議会子ども部会」など、子どもの意見を施策へ反映する機会の拡充（主な取組(26)と重複記載） ・ 若年者向けのセミナー等の啓発活動を行うとともに、学校等における消費者教育の推進（主な取組(41)と重複記載） ・ アンケートを通じた青少年自身の意識や意見の把握（主な取組(26)と重複記載）

現行の取組	見直しの方向性
<p>主な取組（19）生涯学習の推進</p> <p>（取組の方向）</p> <p>○ 青少年の社会性をはぐくむため、生涯にわたって、自由に学習機会を選択し、豊かに学ぶことができるよう、北海道らしい生涯学習社会を実現していくための環境づくりに向け取り組むとともに、多様なニーズ等に対応するため、道民の視点に立った生涯学習推進のための基盤整備に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道民の自主的な生涯学習活動を促進するため、道民カレッジの講座内容等の充実を図ります。 ・ 北海道の豊富な学習資源の有効活用及び学習情報の提供や相談の実施に努めます。 ・ 社会教育主事等指導者の育成や道立図書館及び美術館、博物館、青少年教育施設等を活用した学習の推進に努めます。 	
<p>主な取組（20）地域活動や公共活動への参加の促進</p> <p>（取組の方向）</p> <p>○ 地域社会における、地域活動や公共活動への参加を通じ、青少年の連帯感や協働への意識を高めるため、青少年の各種地域活動や公共活動への参加の促進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年の学校外活動の充実を図ります。 ・ 交通安全運動や清掃活動等各種行事への青少年の参加機会の拡充に努めます。 	

現行の取組	見直しの方向性
施策の目標5 青少年の自立をはぐくむ地域環境づくり	
主な取組 (21) 地域の資源を活用した体験的活動の推進	
<p>(取組の方向)</p> <p>○ 地域の自然や関係施設の活用による青少年同士の交流体験、野外活動等の自然体験、芸術文化やスポーツに親しむ等の多様な体験活動の促進に努めます。</p> <p>・ 青少年関連施設を活用した青少年健全育成活動の促進に努めます。</p> <p>・ キャンプ等野外活動や森林浴、ウォーキング等が行える公園や遊歩道等野外活動の場における体験的活動の促進に努めます。</p>	
主な取組 (22) ボランティア活動等社会奉仕体験の参加促進	
<p>(取組の方向)</p> <p>○ 青少年が自ら進んでボランティア活動を行うことができるよう、ボランティア活動への参加を促進するための情報提供や気運づくりを進め、参加することによる奉仕の精神の醸成に努めるとともに、活動をサポートする指導者の育成や様々な体験の場の提供に努めます。</p> <p>・ ホームページ等でのボランティアに関する情報提供など参加しやすい環境づくりの推進に努めます。</p> <p>・ 市町村ボランティアセンターへの支援等青少年がボランティア活動に参加しやすい体制づくりに努めます。</p> <p>・ 広域的な課題、開拓的・先駆的課題の解決に向けたボランティア活動団体等のネットワークの構築に努めます。</p>	

現行の取組	見直しの方向性
<p>主な取組（23）異年齢・異世代交流体験の促進</p> <p>（取組の方向）</p> <p>○ 様々な年齢の人々との交流により、社会の一員としての在り方を学び、より良い人間関係づくりを進めるため、異年齢、異世代との交流の促進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども会活動や青少年団体活動等への参加機会の提供に努めます。 ・ 高齢者等地域住民による子育て支援活動等の推進に努めます。 	
<p>主な取組（24）青少年団体活動の促進</p> <p>（取組の方向）</p> <p>○ 青少年の社会参加への契機にもなり、参加者が互いに協力し、目的とする事業を成し遂げることで仲間意識や連帯感が生まれる青年団・少年団活動等やリーダー養成等を支援するための取組の推進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年団体や青年団体の自主的な活動への支援及び青少年教育活動指導者の育成に努めます。 ・ 少年スポーツ団体の育成等の支援に努めます。 	
<p>主な取組（25）青少年育成に係る民間協力者の確保・育成</p> <p>（取組の方向）</p> <p>○ 少年補導員等青少年の健全育成に関する民間協力者を確保・育成することにより、行政、民間等の幅広い連携による効果的な青少年健全育成に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年団体や青年団体の自主的な活動の支援及び青少年教育活動指導者の育成に努めます。 ・ 少年補導員や青少年団体の指導者、子育てボランティア等青少年の健全育成を支援する民間協力者の確保に努めます。 	

現行の取組	見直しの方向性
<p>主な取組（26）青少年の意識・意見の把握</p> <p>（取組の方向）</p> <p>○ 青少年自身の考え、意向を把握し、青少年の健全育成施策に反映していくため、青少年自身の意識や意見の把握に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「北海道子どもの未来づくり審議会子ども部会」など、子どもの意見を施策へ反映する機会の拡充に努めます。 ・ 地域において、青少年健全育成に関する大人と青少年との意識・意見交換の場を設け、青少年自身の意識や意見の把握に努めます。 	<p>【取組の追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施の態様にあわせて「アンケートを通じた青少年自身の意識や意見の把握」に修正（主な取組（18）と重複記載）
<p>施策の目標 6 青少年の自立を支える就業環境づくりの促進</p>	
<p>主な取組（27）青少年の望ましい勤労観・職業観を育てるキャリア教育等の充実</p> <p>（取組の方向）</p> <p>○ 子どもたちが将来、社会人・職業人として自立できるように、学ぶことや働くことの意義を理解させるとともに、起業家精神を涵養し、望ましい勤労観・職業観を育てるキャリア教育等の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学童期から将来の職業に対する意識を身に付けさせるなど、主体的に進路を選択・決定できるよう必要な資質や能力を高める教育の推進に努めます。 ・ それぞれの発達段階に応じて教科の学習や特別活動等、学校の教育活動全体を通じて、組織的・系統的なキャリア教育の推進に努めます。 ・ 学校・家庭・地域や産業界が一体となった職場体験、インターンシップへの取組等の推進に努めます。 ・ 主体的に進路を選択する能力や、積極的に自己実現を図ろうとする能力や態度をはぐくむ進路指導の推進に努めます。 ・ 国際化、情報化、科学技術の進展等、社会の変化に対応した産業教育の推進に努めます。 	<p>主な取組(18)と重複記載</p>

現行の取組	見直しの方向性
<p>(続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> 実践的な職業能力開発を行い、安定就労への円滑な移行を図るためのデュアルシステム（教育訓練機関と企業が一体となって教育訓練を行う仕組み）の推進に努めます。 	
主な取組（28）青少年の就業支援の促進	
<p>(取組の方向)</p> <p>○ 厳しい経済環境の中、若年者の雇用状況を改善していくため、就職先の確保、勤労観の醸成、職業理解・職業意識の醸成等への支援やフリーターや若年無業者等への就業支援に努めるとともに、就職した若年者の早期離職の防止等職場定着の促進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用のミスマッチ解消のため北海道若年者就職支援センター（ジョブカフェ北海道）において、職業カウンセリングから適職へのマッチングまでの総合的な就職支援サービスの提供に努めます。 進路担当教員による積極的な事業所訪問等の実施に努めます。 新規学校卒業者の道内企業への就職を促進するため、合同面接会等を開催するとともに、高卒者地元就職促進協議会や大学等新規学卒者道内就職推進会議等による協議の実施に努めます。 民間ノウハウを活用した総合的な就職支援サービスの推進に努めます。 (社)北海道農業担い手育成センター、北海道森林整備担い手支援センター、北海道漁業就業支援センターなどの活用により、基幹産業への若年者就業の促進を図ります。 	<p>【修正】 組織変更により「(社)」を削除</p>

現行の取組	見直しの方向性
<p>主な取組（29）相談窓口体制・機能の充実</p> <p>（取組の方向）</p> <p>○ ニートやフリーターの存在が社会問題化する中で、若者が気軽に就職に関する相談ができる体制が不可欠であることから、ジョブカフェ等のワンストップサービス体制の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「北海道若年者就職支援センター（ジョブカフェ北海道）」における相談体制の充実や職業カウンセリング、各種セミナー等の開催に努めます。 ・ 労使間の問題が解決されるよう「中小企業労働相談所」の利活用の促進に努めます。 	
<p>主な取組（30）起業の支援</p> <p>（取組の方向）</p> <p>○ 勤労観の変化や創業形態の多様化などにより、起業家を志す若者が増加するものと思われることから、起業を支援する取組の推進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実践的な開業ノウハウの習得や情報交換、資金調達の円滑化に関する支援に努めます。 	

現行の取組	見直しの方向性
<p>主な取組 (31) 障がい者の就労支援</p> <p>(取組の方向)</p> <p>○ 障がいのある方々がそれぞれの地域で安心して生活することや働くことができるよう、労働と福祉、教育等が緊密な連携を図り、様々な分野において一体的に支援を進めるとともに、民間ノウハウの活用等、北海道の特性を活かした様々な施策の推進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校の職業学科の見直しなど、生徒の社会自立に向けた職業教育や進路指導の充実に努めます。 ・ 職場不適応等により離職した障がい者に対する就業、日常生活、社会生活等に関する総合的な支援に努めます。 ・ 身近な地域で就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の指導、支援を行う「障害者就業・生活支援センター」の設置拡大に努めます。 ・ 「障害者職業能力開発校」における知識・技能の習得機会等の拡大に努めます。 ・ 障がい者が身近な地域で多様な委託訓練を受講することによる就職の促進を図ります。 ・ 障がい者雇用を積極的に推進する企業の取組事例を紹介し、道内企業が障がい者雇用に取り組む機運の醸成に努めます。 	<p>(33の7) へ移動</p>
<p>施策の目標7 国際感覚豊かな青少年の育成</p>	
<p>主な取組 (32) 多様な国際交流活動の推進</p> <p>(取組の方向)</p> <p>○ グローバル化の進展の中で、青少年同士が異なる生活・文化についてお互いに理解を深めることができるよう、様々な交流活動を通して、コミュニケーション能力の育成や国際人として主体的に行動できる人材の育成に努め、国が進めるV J C (ビジット・ジャパン・キャンペーン) 事業や東アジア地域からの青少年交流計画との連携や、教育旅行の誘致な</p>	

現行の取組	見直しの方向性
<p>(続き)</p> <p>ども利用し、学校間交流や異文化理解教育の促進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際社会において主体的に行動できる資質・能力の育成の促進を図ります。 ・ 自国の文化・伝統を理解する心をはぐくみ、諸外国の歴史や文化、伝統等についての理解を深める教育の推進に努めます。 ・ 異なる文化や生活習慣を持つ人々と共に協調して生きていく意識の醸成に努めます。 ・ 英語等の外国語によるコミュニケーション能力の育成に努めます。 ・ 高校生交換留学やスポーツ少年団、青年農業者等の国際交流等、青少年の国際交流の推進に努めます。 ・ 外国人留学生に対する経済面での支援や、地域青少年との交流の場づくりの推進に努めます。 	
主な取組 (33) 国際協力活動への参加促進	
<p>(取組の方向)</p> <p>○ 海外からの技術研修員等の受入体制を充実させるとともに、経済的に貧しい発展途上国等への支援活動を行っている青年海外協力隊への参加を促す等、青少年に関わる国際協力活動への参加の促進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外からの技術研修員等に対し、大学等他関係機関との連携による研修を実施します。 ・ J I C A と連携し海外への専門家派遣や青年海外協力隊事業などへの青少年の参加の促進に努めます。 	

現行の取組	見直しの方向性
基本方針Ⅱの2 社会生活を営む上で困難を有する青少年への支援	追加
施策の目標7の2 困難を有する青少年やその家族への支援	追加 主な取組（33の2）～（33の7）の掲載順は別途検討
主な取組（33の2）ニート・ひきこもり等への支援	追加
	<p>【取組の方向の追加】</p> <p>ニートやひきこもりなど様々な理由で社会生活を円滑に営む上での困難を有する青少年が社会において自立を目指すため、関係機関の連携強化や相談窓口の周知、専門家による技術的な支援を実施するほか、ひきこもりに対する正しい知識に関する学習会を開くなど理解の促進に努めます。</p> <p>【取組の追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年や保護者がひとりで悩まないよう相談窓口の周知 ・ 「ひきこもり成年相談センター」による学校、児童相談所、保健所、医療機関、福祉施設等の関係機関の連携を強化及び精神保健福祉士による相談業務 ・ ひきこもりサポーターを養成するとともに、各相談支援機関への専門技術的な支援 ・ ひきこもりに対する正しい知識と対応技術向上のための学習会・研修会を開催 ・ 地域若者サポートステーションによる相談や支援

現行の取組	見直しの方向性
<p data-bbox="245 248 963 286">主な取組（33の3）経済的困難を抱える家族への支援</p>	<p data-bbox="1023 248 1082 286">追加</p> <p data-bbox="1023 300 1302 338">【取組の方向の追加】</p> <p data-bbox="1023 351 1469 696">貧困が世代を超えて継承されることなく青少年が安心して成長し、社会の一員として自立できるよう経済的な支援を行うほか、経済的な理由により希望する教育を断念することがないよう進路相談に努めます。</p> <p data-bbox="1023 763 1214 801">【取組の追加】</p> <ul data-bbox="1023 815 1469 1368" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1023 815 1469 958">・ 乳幼児等への医療費の助成や奨学資金や各種資金の貸付等、経済的な支援への取組 <li data-bbox="1023 972 1469 1211">・ 生活保護世帯の小学生（5・6年生）、中学生、高校生とその保護者が主体的に進路を考えることを支援する相談窓口の設置 <li data-bbox="1023 1225 1469 1368">・ 経済的に困難な小・中学生の保護者に対し学用品等の経費を補助する就学援助制度の実施

現行の取組	見直しの方向性
<p>主な取組（33の4）ひとり親家庭等の支援</p> <p>（取組の方向）</p> <p>○ ひとり親家庭等においては、経済的な側面や、仕事の関係上家庭で親と子が関わる時間が短くなる等の困難性があることから、これらの家庭環境を踏まえ、ひとり親家庭の支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童扶養手当の支給、職業訓練や専門的な就業相談の実施等ひとり親家庭の支援 ・ 医療給付事業、奨学資金や各種資金の貸付等、経済的な支援への取組 ・ ひとり親家庭等の子どもたちが放課後を過ごせる居場所づくりに向けた支援 	<p>主な取組（4）から移動</p>
<p>主な取組（33の5）障がい等のある青少年の支援</p> <p>（取組の方向）</p> <p>○ 障がいの早期発見に努めるとともに、障がいのある子どもが、自立と社会参加を目指して、心豊かにたくましく育つことができるよう家庭、地域における取組の支援に努めるとともに、学校における適切な指導等に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な地域において相談支援や療育が受けられるよう、市町村における子どもの発達支援に関する取組の支援 ・ 各種医療体制の充実により障がい者の健康保持の増進 ・ 障がいのある児童生徒を持つ両親等を対象とした子育て等に関する学習機会の提供 ・ 障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援を行う特別支援教育の推進 ・ スポーツや文化活動等を通じた障がい者の社会参加の促進 ・ 障がい者が円滑に移動できる手段の確保、障がいの特性に応じた多様な情報の提供 	<p>主な取組（5）から移動</p>

現行の取組	見直しの方向性
<p>主な取組（33の6）不登校対策等の推進</p> <p>（取組の方向）</p> <p>○ いじめや不登校等の問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応のための相談体制の充実に努めるとともに、教職員の共通理解と、児童生徒と教職員との好ましい人間関係を基盤とした指導体制を築き、学校・家庭・地域社会が一体となって、児童生徒一人ひとりの人格のより良き発達を目指し、学校教育活動を推進する等いじめや不登校対策等の積極的な推進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談、生徒指導の充実や子どもたちの悩みや不安を受け付ける相談窓口における相談の充実 ・ 新入生が学校環境や生活環境へいち早く適応・順応できるようなガイダンス機能の充実、教育課程の工夫・改善 ・ 不登校児童生徒等に対する指導を行うための適応指導教室の設置等、地域、学校、家庭の連携による不登校対策の実施・支援 	<p>主な取組（10）いじめ・不登校対策等の推進の「いじめ」と「不登校」を分離し、不登校を移動</p> <p>【取組の方向の整理】</p> <p>不登校を主な取組（10）から移動することから、取組の方向を整理</p> <p>○ 不登校の未然防止や早期発見・早期対応のための相談体制を充実し、広報に努めるとともに、教職員の共通理解と、児童生徒と教職員との好ましい人間関係を基盤とした指導体制を築き、学校・家庭・地域社会が一体となって、児童生徒一人ひとりの人格のより良き発達を目指し、学校教育活動を推進する等不登校対策の積極的な推進に努めます。</p> <p>主な取組（10）と重複記載</p> <p>主な取組（10）から移動</p> <p>主な取組（10）から移動</p> <p>【取組の追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年や保護者がひとりで悩むことのないよう相談窓口の周知広報

現行の取組	見直しの方向性
<p data-bbox="245 248 874 286">主な取組（33の7）障がい者の教育・就労支援</p> <p data-bbox="293 300 469 338">（取組の方向）</p> <p data-bbox="277 351 1007 645">○ 障がいのある方々がそれぞれの地域で安心して生活することや働くことができるよう、労働と福祉、教育等が緊密な連携を図り、様々な分野において一体的に支援を進めるとともに、民間ノウハウの活用等、北海道の特性を活かした様々な施策の推進に努めます。</p> <ul data-bbox="284 712 1007 1415" style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校の職業学科の見直しなど、生徒の社会自立に向けた職業教育や進路指導の充実 ・ 職場不適応等により離職した障がい者に対する就業、日常生活、社会生活等に関する総合的な支援 ・ 身近な地域で就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の指導、支援を行う「障害者就業・生活支援センター」の設置拡大 ・ 「障害者職業能力開発校」における知識・技能の習得機会等の拡大 ・ 障がい者が身近な地域で多様な委託訓練を受講することによる就職の促進 ・ 障がい者雇用を積極的に推進する企業の取組事例を紹介し、道内企業が障がい者雇用に取り組む機運の醸成 	<p data-bbox="1018 248 1350 286">主な取組（31）から移動</p>

現行の取組	見直しの方向性
基本方針Ⅲ 社会環境の浄化の促進	
施策の目標 8 青少年の非行を助長するおそれのある社会環境の浄化	
主な取組（34）非行防止対策の推進 （取組の方向） ○ 青少年の非行を防止するため、街頭補導、相談活動等、地域における非行防止活動を支援していくとともに、非行防止教室の開催や指導者の育成等、地域社会が一体となった取組が促進されるよう総合的な非行防止活動の推進に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 少年補導員や少年サポートセンター警察職員による地域が一体となった街頭補導の実施に努めます。 ・ 少年サポートセンター、児童相談所、道立教育研究所等における総合的な相談の実施や居場所づくりの推進に努めます。 ・ 少年補導員等の研修会開催等による、指導者等の資質の向上に努めます。 ・ 警察関係機関と教育機関との連携による非行防止教室の開催など、青少年の規範意識の醸成に努めます。 ・ 青少年と大人の意見交換の場の設置等により、地域と家庭、学校、職場が一体となった非行防止活動の積極的な推進に努めます。 	【修正】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「関係機関の連携により、地域と家庭、学校、職場が一体となった非行防止活動の積極的な推進」に修正
主な取組（35）薬物乱用の防止対策の推進	
（取組の方向） ○ 覚せい剤やシンナー等薬物で検挙される青少年の数は、減少傾向にあるものの、これらの薬物は深刻な健康被害をもたらすことから、警察や教育機関、保健所等の連携による薬物乱用防止に向けた対策の推進に努めます。	

現行の取組	見直しの方向性
<p>(続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察関係者、麻薬取締官OB、医師、学校薬剤師等の専門家による薬物乱用防止教室の開催等薬物乱用防止に向けた教育の実施に努めます。 ・ 薬物乱用防止指導員等を中心とした啓発活動等の実施に努めます。 ・ 青少年の薬物の再乱用防止に向けた保健所等における相談の推進に努めます。 	
<p>主な取組(36) 未成年者の飲酒・喫煙の防止対策の推進</p> <p>(取組の方向)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 20歳未満の飲酒、喫煙は発達段階にある体の成長に様々な影響をもたらすとともに、これらの行為が非行や犯罪への第一歩ともなることから、早い段階での適切な対策に努めます。 ・ 未成年者の飲酒・喫煙の防止に関する啓発や街頭補導等の実施に努めます。 ・ たばこ・アルコールを未成年者へ販売しないよう事業者への協力要請を促進します。 	
<p>主な取組(37) 青少年立ち直り支援の充実</p> <p>(取組の方向)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 非行少年等を立ち直らせ、再び非行等を犯さないよう、地域環境の醸成や各関係機関、関係者等地域社会が一体となった非行少年等の立ち直り支援の促進に努めます。 ・ 「社会を明るくする運動」との連携等、地域社会が一体となった普及啓発活動の推進に努めます。 ・ スポーツや料理、ボランティア、環境美化活動等の体験活動を通じた少年の居場所づくりの推進に努めます。 	

現行の取組	見直しの方向性
<p align="center">施策の目標9 青少年の健全な育成を阻害する有害環境の浄化</p>	
<p>主な取組 (38) 有害環境の浄化の推進</p> <p>(取組の方向)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年の心身の健全な発達のため、図書類取扱業者、興行者等関係業界団体や事業者の自主的な取組の徹底を要請するとともに、保護者等に対し情報提供を行うなど、家庭、地域社会と一体となった有害環境浄化の促進に努めます。 ・ 北海道青少年健全育成条例に基づき、規制等の内容についての普及啓発や立入調査の推進に努めます。 ・ 関係機関や関係団体、地域住民との連携による地域社会が一体となった啓発などの環境浄化活動の促進に努めます。 	
<p>主な取組 (39) 有害情報対策の推進</p> <p>(取組の方向)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 携帯電話やインターネットを介して有害情報が氾らんし、いわゆる出会い系サイトに起因する青少年の性的な被害も増加していることから、携帯電話、パソコンへのフィルタリングサービス（ソフト）の導入や事業者・業界団体に対する要請、指導等に努めるとともに、保護者・関係者等に対する啓発活動の推進に努めます。 ・ 青少年が使用する携帯電話、パソコンへのフィルタリングサービスやフィルタリングソフトの活用等による有害情報への対策について、保護者等への普及啓発活動の推進に努めます。 ・ 携帯電話の事業者・販売者等との連携を進めるなど、青少年が使用する携帯電話へのフィルタリングサービスの導入の促進に努めます。 ・ 警察や教育機関との連携などによる保護者や青少年に向けた出会い系サイトの危険性の啓発や非行防止等のための移動教室の開催に努めます。 	<p>【取組の方向の整理】</p> <p align="center">主な取組の(39)と(40)を「情報化社会への対応の取組」として再構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ インターネットを介した有害情報の氾らん、コミュニティサイトを通じた青少年の性的な被害を防ぐため、スマートフォンやパソコン等へのフィルタリングサービス（ソフト）の導入や事業者・業界団体に対する要請、指導等に努めるとともに、保護者・関係者等に対する啓発活動の推進に努めます。 <p>また、インターネットに接続する機器の急速な普及や接続環境の整備により、容易に入手が可能になった様々な情報を有効</p>

現行の取組	見直しの方向性
<p>主な取組（40）情報活用能力・情報モラル教育の充実</p> <p>（取組の方向）</p> <p>○ 近年の情報化社会の急速な進展により、各種情報の入手・活用が容易になったことに伴い、これらの情報を有効活用するための能力を身に付けるための教育や、誤った活用によるトラブル等を未然に防止するための情報モラルを身に付けさせるための教育等の推進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メディアによる情報を取捨選択し、必要な情報を適切に活用・発信できる能力（メディア・リテラシー）の向上に努めます。 ・ 各教科や総合的な学習の時間等における、インターネットによる調べ学習やコンピュータを使用した発表等 I C T の積極的な活用を図ります。 ・ 個人情報や著作権、情報セキュリティ等に関するモラルやルール、有害情報への対処法等についての理解の促進に努めます。 ・ 自らが発信する情報に対する責任を持ち、情報化社会の創造に参画しようとする望ましい態度や意識の醸成に努めます。 ・ 教員の I C T の活用に関する指導力の向上、効果的な学習指導の工夫・改善に努めます。 ・ 各学校にインターネットによるトラブルに対応するための教師用マニュアルを配付する等、情報教育に取り組むことができる資質・能力等の向上に努めます。 ・ フィルタリングの活用等、携帯電話やインターネット等の安全な利用方法についての普及啓発に努めます。 	<p>（続き）</p> <p>に活用するための能力を身に付けるための教育や、誤った活用によるトラブル等を未然に防止するための情報モラルを身に付けさせるための教育等の推進に努めます。</p> <p>【取組の追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フィルタリング義務化を定めた北海道青少年健全育成条例の改正趣旨について、青少年・保護者へ普及啓発 ・ 携帯電話販売店の責任者に対して、条例改正の趣旨について周知徹底 ・ Wi-Fiで接続した際、携帯電話会社のフィルタリングが使えないこと及びこれに対応するためのフィルタリングソフト等の利用について青少年・保護者への普及啓発 ・ 一度、個人情報や画像が流出した場合、全てを削除することが困難であることを青少年・保護者に周知徹底 ・ スマホ等に依存傾向があることを周知するとともに、利用時間や利用場所など、利用方法の家庭内ルールづくりを促進

現行の取組	見直しの方向性
<p>主な取組（41）消費者教育の推進</p> <p>（取組の方向）</p> <p>○ 社会経験の浅い青少年は、悪質な手口等による消費者トラブルに巻き込まれやすく、商取引や金融、悪質商法への対処方法や金銭感覚の育成など社会生活に必要な知識を身に付けさせ、自立した消費者として、判断、行動できる力を育てることが大切であることから、悪質商法等の被害を未然に防止するため、啓発や学校等における教育を推進するとともに、被害者早期救済等に向けた相談体制の整備に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 若年者向けのセミナー等の啓発活動を行うとともに、学校等における消費者教育の推進に努めます。 ・ 被害者の早期救済や被害の未然防止のため、消費生活相談体制の整備に努めます。 	<p>「消費被害防止対策の推進」に名称変更</p> <p>主な取組（18）と重複記載</p>
<p>主な取組（42）事業者等の自主規制の促進</p> <p>（取組の方向）</p> <p>○ 青少年にとって有害な情報を与えないよう事業者自らが進んで環境整備を進める等、事業者等の適切な自主規制が促進されるよう努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 書店、コンビニエンスストア、レンタルビデオ等図書類を取り扱う事業者に対し、青少年への健全な育成を害するおそれがある図書類（有害図書類を除く。）の青少年への販売、貸出等に関する自主規制の促進について、要請強化に努めます。 ・ インターネットプロバイダ、パソコンや携帯電話の販売者等に対し、有害情報対策など自主規制の促進等について、要請強化に努めます。 	<p>【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例改正に伴い、義務は周知し、それ以外の部分は自主規制の促進と文章を整理

現行の取組	見直しの方向性
基本方針Ⅳ 青少年の福祉を阻害する行為の防止促進	
施策の目標10 青少年の被害の防止と保護	
主な取組（43）子どもの安全・安心の確保のための取組の推進	
<p>(取組の方向)</p> <p>○ 登下校時の事件・事故等から自らを守ることができるよう、児童等に対し安全に必要な知識や危険予測・危険回避能力を身に付けさせるとともに、十分身に付けていない児童等の安全・安心を確保するため、登下校時や道路、公園等の公共空間における児童等の安全確保のための取組に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実践的な防犯教室の開催や通学安全マップ等の作成、地域や道民等に対する情報提供の推進に努めます。 ・ 学校、地域住民、保護者、警察、施設管理者等の連携による地域社会全体での児童等の安全確保に努めます。 ・ コンビニエンスストア等各種施設や各種事業所等の協力による「子どもの安全を見守る運動」の展開等児童等の安全確保に対する道民への注意喚起及び児童等の一時保護、通報等に関する協力の促進を図ります。 ・ 犯罪の被害に遭わないための知識と能力を身に付けるための学習の推進に努めます。 	
主な取組（44）青少年の福祉を阻害する犯罪への対策	
<p>(取組の方向)</p> <p>○ 児童買春や児童ポルノ等青少年の福祉を阻害する犯罪であるいわゆる福祉犯については、近年のインターネット等の発達による出会い系サイトの影響等もあり、増加傾向にあることから、青少年がこうした犯罪に遭遇することを未然に防止するための教育、啓発を推進するとともに、取締等にも努めます。</p>	

現行の取組	見直しの方向性
<p>(続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉犯等の被害者となることを防止するため、学校における性教育や地域での携帯電話へのフィルタリングサービスの導入等の啓発活動の促進を図ります。 また、繰り返して被害者とならないよう、家庭、学校、関係機関等の連携強化に努めます。 「北海道青少年健全育成条例」、「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）」等関係法令に基づく捜査、取締活動を推進します。 	<p>【修正】 字句修正「関係法令に基づく捜査」 →「関係法令に違反する事件の捜査」</p>
<p>主な取組（45）児童虐待の予防と早期対応</p>	
<p>(取組の方向)</p> <p>○ 児童虐待を防止するため家庭への支援や早期発見、早期対応のための地域における体制整備が必要とされることから、専門機関等における相談・援助体制の充実や被害児童の養護、親子再統合のための支援を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所や市町村の相談体制強化の促進を支援します。 育児が困難な状況や虐待の可能性のある等援助が必要な家庭の早期発見及び適切な援助体制の構築に努めます。 里親や児童養護施設、児童家庭支援センター等を活用した養護援助体制の確立に努めます。 被虐待児の心のケアに努めるとともに、家族の調整や支援による親子の再統合への取組を支援します。 要保護児童対策地域協議会や配偶者暴力相談支援センター等、地域の関係機関との連携の促進を図ります。 	

現行の取組	見直しの方向性
<p>主な取組（46）民間防犯団体等との連携強化</p> <p>（取組の方向）</p> <p>○ 青少年を犯罪等による被害から守り、地域住民の目の行き届いた犯罪の起きにくい安全安心なまちづくりを進めるため、民間防犯団体や町内会等と地域住民、関係機関等の連携の強化に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察署や消防署、市町村等関係行政機関、住民、防犯団体、事業者団体等が連携した自主的な防犯活動の促進を図ります。 ・ 民間防犯団体等を中心とした自主防犯活動の促進を図ります。 ・ 町内会等青少年関係団体による啓発活動等の促進を図ります。 	
<p>主な取組（47）指導・相談体制の充実</p> <p>（取組の方向）</p> <p>○ 青少年の被害を未然に防止するため、青少年が気軽に利用しやすいよう相談体制の充実に努めるとともに、複雑化・多様化する相談内容に対応できるよう相談員の資質向上に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所、福祉事務所、保健所、警察、道立教育研究所等における相談の実施に努めます。 ・ 相談員の資質向上を図るため研修等を実施するとともに、専門家の協力による相談の実施に努めます。 	